

1 はじめに

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策取組認証基準（以下「基準」という。）は、那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度実施要綱（令和2年那須塩原市告示第192号、以下「告示」という。）第3条に基づき、対象施設を管理運営する事業者が、告示第7条の認証を受けるため、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染予防及び感染拡大防止のために取り組むべき要求事項を定めるものである。
- (2) 基準は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（政府の新型コロナウイルス感染症対策本部）、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル協会）、「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」（栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合）その他国又は自治体が定める指針等を参考に、告示第3条第3項に基づき、新型コロナウイルス感染症対策取組認証委員会の意見を聴いて策定したものである。
- (3) 那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度は、科学的かつ合理的な感染症対策の取組を「見える化」することを目指すものであり、対象施設の従業員及び宿泊客等が感染症に罹患しないことを保証するものではない。

2 対象施設

対象施設は、那須塩原市内に設置された旅館・ホテルとする。

3 定義

用語	定義
旅館・ホテル	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の規定による旅館・ホテル営業の用に供する施設
宿泊客等	旅館・ホテルの宿泊客及び宿泊を伴わない利用客（日帰り温泉利用者等）
従業員	対象施設を運営する事業者が雇用した従業員の他、清掃業や接客業等の業務受託事業者の従業員を含む
身体的距離	家族以外の者との間の距離が少なくとも1メートル、可能な限り2メートル以上に保たれていること
衛生管理の責任者	感染症の対策取組に責任を負う者

3密	換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発生をする密接場面の3つの条件
文書	基準を達成するための感染症対策取組の内容やその手順を記述した文書（マニュアル、手順書等）
記録	感染症対策取組を実施した活動の結果を記述した証拠（チェックリスト、記録簿など）

4 感染症対策取組の主な考え方

- (1) 事業者は、対象施設の各箇所に応じて、従業員及び宿泊客等の動線や接触等を具体的に想定した上でのリスクを特定し、それぞれのリスクに応じた感染症対策取組を策定し、実施するものとする。感染症対策取組の内容については、必要に応じて文書化し、それに基づき従業員に対して教育訓練を行うものとする。文書化に当たっては、事業者ごとに作成することが推奨されるが、既存のマニュアルを利用することも可能とする。

（マニュアルの例）全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会「旅館ホテルにおける新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

- (2) 事業者は、3つのリスク要因に応じ、以下のような感染症対策取組を策定し、実施する。

- ア 飛沫感染：身体的距離の確保、又はアクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等（飛沫感染を防止するために有効な大きさを確保）の設置、マスクの着用の徹底
- イ 空気感染：換気頻度を定めて換気、換気の困難な空間における空気清浄機の設置及び常時稼働
- ウ 接触感染：定期的な清掃・消毒・除菌（以下「清掃等」という。）

- (3) 事業者は、衛生管理の責任者を選任し、感染症対策取組を点検し、その結果に基づき従業員指導を行うとともに、必要に応じて宿泊客等に感染症対策の実施を要請するものとする。また、衛生管理の責任者は感染症対策取組の実施状況をマニュアルに従い記録するものとする。

5 消毒・除菌方法について

- (1) 事業者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の評価結果に基づき厚生労働省・経済産業省・消費者庁がとりまとめた「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）による方法によって、消毒・除菌するものとする。

（参考）手指の消毒については、水及び石鹼による洗浄を行うこと（手洗いができない場合にアルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）により消毒すること）、モノに付着したウイルスの除菌については、濃度0.05%の次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）を用いてふき取ることが望ましいとされている。

(2) (1)以外の独自の方法による消毒・除菌方法（空間除菌を含む）については、本認証においては推奨しない。

6 換気方法について

(1) 事業者は、宿泊客等がマスクを着用しない場面（食堂での食事、脱衣所及び浴室での入浴、喫煙室での喫煙等、ただし客室での滞在、個室での食事、貸切風呂での入浴等を除く）において、次のいずれかの方法による換気を行うこと。また、パーティション等が換気を阻害しないよう空気の流れに配慮すること。

【窓の開放による方法】^{※1}

- ・ 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の窓を相当程度開放して常時換気すること。窓が1つしかない場合は、ドアを開けること。
- ・ 1時間に2回以上、かつ1回に5分以上、窓を全開にして換気すること。

※1 ただし、外気温が高いときは居室の温度を28℃以下及び相対湿度を70%以下に維持できる範囲内で実施し、外気温が低いときは居室の温度を18℃以上及び相対湿度を40%以上に維持できる範囲内で実施するよう留意すること。

【機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法】

- ・ 1人当たり毎時30 m³の換気量を確保すること。^{※2}（1人当たり毎時30 m³の換気量が足りない場合は、1部屋当たりの在室人数を減らすことで、1人当たり毎時30 m³の換気量を確保することも可能）

※2 厚生労働省は、リーフレット『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』において「ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（1人当たり毎時30 m³）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらない」としている。

(参考) 換気機能の維持向上のために次の方法が推奨される。

- ・ 二酸化炭素濃度を測定して1000ppm以下であることをモニタリングすること。
- ・ 空気清浄機（HEPA フィルタによるろ過式で風量が毎分5 m³程度以上のもの）を人の居場所から10 m²程度の範囲内に設置して稼働すること。
- ・ サーキュレーター等を利用すること。

(2) 事業者は、宿泊客等がマスクを常時着用する場面であっても、厚生労働省がとりまとめた次の方法によって換気するよう努めること。

- ・ 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf)
- ・ 熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf)

- ・ 冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (mhlw.go.jp/content/10900000/000698868.pdf)

7 要求事項

No.	項目	認証基準	備考	必須	推奨
1	マネジメント	1. 経営者は感染症対策を確実なものにするため、以下の事項を実施すること。			
	1.1	衛生管理の責任者を選任し、衛生管理の責任者が感染症対策取組の実施状況を定期的に確認していること。	衛生管理の責任者は、申請書に記載すること。	<input type="checkbox"/>	
	1.2	リスク要因（飛沫感染、空気感染、接触感染）に応じた感染症対策取組を文書化し、その実施状況を記録していること。	記録に当たっては、様式1を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	
	1.3	感染症対策取組について従業員に対し教育訓練を行っていること。	全従業員が、施設内の感染症対策を理解できるように示し、実践できるように教育すること。	<input type="checkbox"/>	
	1.4	感染症罹患の疑いがある者又は感染症罹患者が発生した場合の対応を文書化していること。	感染症罹患の疑いがある者、感染症罹患者、宿泊客等、従業員への対応、緊急連絡先、消毒方法等について文書化すること。 文書化に当たっては、様式2を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	
	1.5	清掃等する箇所及び備品をリスト化し、それぞれの清掃等の方法及び頻度を定め、それを実施していること。必要に応じて、清掃等の実施状況を記録すること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。 記録に当たっては、様式1を参考とすること。		<input type="checkbox"/>
	1.6	政府や栃木県、那須塩原市等、行政機関からの感染症に関する要請に協力すること。		<input type="checkbox"/>	

2 施設・設備等の衛生管理

2. 衛生管理の責任者は、感染症対策を遂行するため以下の事項を確実に実施すること。

2.1 施設内のリスク回避と管理

<p>2.1.1 施設内に、2.2 のフロント・出入口、2.3 食堂 2.4 大浴場・脱衣所、2.5 客室、2.6 トイレ、2.7 手 洗い場、2.8 エレベーター、2.9 送迎車両以外の感 染リスクの高い場所を特定し、リスク要因（飛沫 感染、空気感染、接触感染）に応じた対策を文書 化し、その実施状況を記録していること。</p>	<p>リスク要因（飛沫感染、空気感染、接触感染）に 応じた対策は、「4 感染症対策取組の主な考え 方(2)」の対策を実施すること。 消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方 法について(1)」に従うこと。 記録に当たっては、様式1を参考とすること。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
---	--	---------------------------------	--

2.2 フロント・出入口

<p>2.2.1 対象施設の出入口に手指消毒用のアルコールを 設置し、フロントでの共有物（筆記具、コイントレ イ等）の定期的な消毒等を行っていること。</p>	<p>消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法 について(1)」に従うこと。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2.2.2 接客担当の従業員と宿泊客等との間にアクリル 板、ビニールカーテン等を設置していること。</p>		<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2.2.3 宿泊客等同士の身体的距離を確保しているこ と。</p>	<p>（例）宿泊客等の代表者がまとめてチェックイン・ チェックアウト手続きを行う、団体客ごとの分散 待機を誘導する等</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	

2.3 食堂

<p>2.3.1 宿泊客等同士の身体的距離を確保する対策を講 じるか、又は、アクリル板、ビニールカーテン、パ ーテーション等を設置していること。</p>	<p>正面の着座配置をしないようテーブル及び椅子の 位置を工夫すること。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2.3.2 大皿は避け、料理を個々に提供すること。</p>			<p><input type="checkbox"/></p>
<p>2.3.3 大皿やビュッフェ方式で料理を提供する場合 は、配膳担当者をつけるか、又は、宿泊客等に使い</p>	<p>チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要 請すること。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	

捨てビニール手袋等の利用を要請すること。			
2.3.4 食器（取り皿、コップ、箸等）の共有を避けるよう要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
2.3.5 宿泊客等の飲食前後にテーブル、椅子及びその他の設備の清掃等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.3.6 食堂内において必要かつ適切な換気を実施すること。	換気方法については、「6 換気方法について」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.4 大浴場・脱衣所			
2.4.1 入浴時間を分散するなど、3密回避対策を講じていること。	マスク不着用時の感染リスクが高いことに留意した感染対策が講じられていること。	<input type="checkbox"/>	
2.4.2 定期的な清掃等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.4.3 大浴場・脱衣所において宿泊客等による共有物（貸しタオル、スリッパ等）の取り違えが起らないよう対策を講じること。	（例）貸しタオルを中止し、客室からタオルの持参を要請する。スリッパを共用することのないよう利用者ごとに用意する。チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
2.4.4 サウナ室内での感染対策を講じていること。	（例）利用人数の制限、共有物（マット等）の使用中止、飛沫感染防止のためにタオルで口をおさえることを要請、定期的な換気・清掃等	<input type="checkbox"/>	
2.4.5 大浴場・脱衣所において必要かつ適切な換気を実施すること。	換気方法については、「6 換気方法について」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.5 客室			
2.5.1 宿泊客等の利用前後に清掃等を行っていること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.5.2 各客室に空気清浄機を設置し稼働しているこ			<input type="checkbox"/>

	と、又は、定期的な換気を宿泊客等に要請すること。			
2.6 トイレ				
	2.6.1 常時換気に努めること。		<input type="checkbox"/>	
	2.6.2 定期的な清掃等を行っていること。		<input type="checkbox"/>	
	2.6.3 トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
2.7 手洗い場				
	2.7.1 ハンドドライヤー、共通のタオルの使用を禁止していること。		<input type="checkbox"/>	
	2.7.2 ハンドソープ又は消毒用アルコールを設置し、常に使用できる状態を維持していること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
2.8 エレベーター				
	2.8.1 乗員制限を行っていること。		<input type="checkbox"/>	
2.9 送迎車両				
	2.9.1 運転手、乗客グループごとの身体的距離を確保する対策を講じるか、又はアクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置していること。		<input type="checkbox"/>	
	2.9.2 乗降後に手洗い又はアルコールによる手指消毒、車両の清掃等を行っていること。		<input type="checkbox"/>	
3 従業員の衛生管理				
3. 衛生管理の責任者は、従業員に以下の事項を実施させること。				
	3.1 マスクの着用、咳エチケット、大声を出さないこと及びマスク不着用時の会話を控えること等の徹底を図ること。	不織布マスクの着用に努めること。	<input type="checkbox"/>	

3.2 手洗い又はアルコールによる手指消毒は、勤務開始時や不特定多数が接触する場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用后、飲食物を取り扱う前に実施していること。	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法について(1)」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
3.3 勤務開始前に検温及び体調確認を行い、その結果を記録すること。	記録に当たっては、様式3を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	
3.4 ユニフォームや衣服を清潔に保つこと。	こまめな洗濯、アイロンがけ、除菌スプレーの利用等すること。	<input type="checkbox"/>	
3.5 複数人で休憩、更衣、飲食等をする場合は、身体的距離を確保する対策を講じ、又は、アクリル板、ビニールカーテン、パーテーション等を設置すること。		<input type="checkbox"/>	
3.6 休憩、更衣、飲食等をする場所において、必要かつ適切な換気、定期的な清掃等を実施すること。	換気方法については「6 換気方法について」に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
3.7 調理室において飲食をしないこと。		<input type="checkbox"/>	
3.8 PCR 検査を定期的の実施し、陰性であることを確認すること。			<input type="checkbox"/>
4 宿泊客等への要請			
4. 宿泊客等に対し、自館の感染症対策取組への協力を要請すること。			
4.1 マスクの着用、咳エチケット、大声を出さないこと、マスク不着用時の会話を控えること及び身体的距離の確保を要請すること。	チラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。	<input type="checkbox"/>	
4.2 マスクを着用していない宿泊客等には、マスクを必要枚数配布し、着用するよう要請すること。		<input type="checkbox"/>	
4.3 定期的な手洗い又はアルコールによる手指消毒を	消毒・除菌方法については、「5 消毒・除菌方法	<input type="checkbox"/>	

	要請すること。	について(1)」に従って実施できるようチラシ配布、ポスター掲示、口頭伝達等によって要請すること。		
	4.4 入館時に宿泊客等の検温をしていること。		<input type="checkbox"/>	